

発議案第 7 号

人口減少対策特別委員会の設置について

標記について、会議規則第 13 条の規定により別紙のとおり提出いたします。

令和元年 10 月 30 日

提出者	盛岡市議会議員	櫻 裕子
賛成者	盛岡市議会議員	鈴木一夫
"	"	田俊悦
"	"	山村貢一
"	"	浅上克人
"	"	沼澤一人
"	"	藤麻衣
"	"	加藤藏久
"	"	藤澤浩亨
"	"	竹中亨
"	"	田村友
"	"	中池直
"	"	野子春友
"	"	庄子治也
"	"	神部伸也
"	"	鈴木俊祐

盛岡市議会議長 遠藤政幸様

## 人口減少対策特別委員会の設置について

- 1 本議会に人口減少対策特別委員会を設置し、10人の委員をもって構成する。
- 2 議会は、人口減少対策特別委員会に対し、地方自治法第109条第4項の規定により、人口減少対策に関し必要な事項の調査を付託する。
- 3 人口減少対策特別委員会は、議会の閉会中も調査を行うことができるものとし、議会が本調査終了を議決するまで継続して調査を行うものとする。

発議案第8号

スポーツ振興特別委員会の設置について

標記について、会議規則第13条の規定により別紙のとおり提出いたします。

令和元年10月30日

提出者	盛岡市議会議員	櫻 裕子
賛成者	盛岡市議会議員	木夫一
"	"	田 悅俊一
"	"	村 貢上人
"	"	浅 克沼
"	"	加 麻藤
"	"	藤 澤由
"	"	竹 田浩久
"	"	中 村亨
"	"	池 亨直
"	"	庄 友野
"	"	神 子春治
"	"	部 伸也
"	"	木 純祐

盛岡市議會議長 遠藤政幸様

## スポーツ振興特別委員会の設置について

- 1 本議会にスポーツ振興特別委員会を設置し、10人の委員をもって構成する。
- 2 議会は、スポーツ振興特別委員会に対し、地方自治法第109条第4項の規定により、スポーツ振興に関し必要な事項の調査を付託する。
- 3 スポーツ振興特別委員会は、議会の閉会中も調査を行うことができるものとし、議会が本調査終了を議決するまで継続して調査を行うものとする。

発議案第9号

労働・雇用創出特別委員会の設置について

標記について、会議規則第13条の規定により別紙のとおり提出いたします。

令和元年10月30日

提出者	盛岡市議会議員	櫻 裕子
賛成者	盛岡市議会議員	鈴木一夫
"	"	田山俊悦
"	"	山村貢一
"	"	浅沼克人
"	"	加藤衣藏
"	"	藤澤由浩
"	"	竹久亨
"	"	中村亨
"	"	池野直友
"	"	庄野春治
"	"	神部伸也
"	"	鈴木俊祐

盛岡市議会議長 遠藤政幸様

## 労働・雇用創出特別委員会の設置について

- 1 本議会に労働・雇用創出特別委員会を設置し、9人の委員をもって構成する。
- 2 議会は、労働・雇用創出特別委員会に対し、地方自治法第109条第4項の規定により、労働・雇用創出に関し必要な事項の調査を付託する。
- 3 労働・雇用創出特別委員会は、議会の閉会中も調査を行うことができるものとし、議会が本調査終了を議決するまで継続して調査を行うものとする。

発議案第 10 号

I C T 活用特別委員会の設置について

標記について、会議規則第 13 条の規定により別紙のとおり提出いたします。

令和元年 10 月 30 日

提出者	盛岡市議会議員	櫻 裕子
賛成者	盛岡市議会議員	鈴木一夫
"	"	田俊悦
"	"	山村貢一
"	"	浅沼克人
"	"	加藤麻衣
"	"	藤澤久藏
"	"	竹田浩亨
"	"	中村亨
"	"	池野友直
"	"	庄子春治
"	"	神部伸也
"	"	鈴木俊祐

盛岡市議会議長 遠藤政幸様

## I C T 活用特別委員会の設置について

- 1 本議会に I C T 活用特別委員会を設置し、9人の委員をもって構成する。
- 2 議会は、I C T 活用特別委員会に対し、地方自治法第109条第4項の規定により、I C T 活用に関し必要な事項の調査を付託する。
- 3 I C T 活用特別委員会は、議会の閉会中も調査を行うことができるものとし、議会が本調査終了を議決するまで継続して調査を行うものとする。